

## 公の施設【基本情報】

施設名	新潟市立烏屋野図書館
所管部・課	中央図書館
所在地	新潟市中央区新和3丁目3番1号
根拠法令	図書館法
設置条例	新潟市立図書館条例
施設概要	南地区センター 2階(鉄筋4階建) 床面積 223.80㎡ 閲覧席 25席

施設 の 設置 目的
図書館法第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して市民の利用に供し、その学習の促進を図る。
管理・運営に関する基本理念，方針等
<p>1 図書館運営の理念 「心豊かな都市づくりを支える市民の身近な学びと情報の拠点」</p> <p>2 新潟市の目指す4つの図書館像</p> <p>ア 市民の生涯学習や課題解決を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い蔵書・情報を収集 ・全市立図書館のオンライン化と配本体制の強化</li> <li>・的確・迅速なレファレンス(調査・相談)の充実</li> <li>・各分野の専門機関と連携を図るとともに、専門職員を養成</li> </ul> <p>イ 特色ある地域づくりのために地域資料を収集・活用します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域固有の資料や情報の収集</li> </ul> <p>ウ 子どもの読書活動を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新潟市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの読書環境の整備</li> </ul> <p>エ 市民参画と協働を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民による図書館運営への参加</li> <li>・ボランティアや教育機関・民間団体と連携・協力した事業の実施</li> </ul>